

新

(遊漁期間・区域)

第4条 次の表の左欄の魚種について、同表の中欄の漁具・漁法により遊漁を行う場合は、それぞれ同表の右欄の期間内でなければならない。

魚種	漁業の方法	期 間
あゆ	竿釣（友釣、空かけづり）	公表した解禁日から11月30日まで
	脇投網 投網	公表した解禁日（9月1日以降）から11月30日まで
いわな やまめ	竿釣	2月1日から9月30日まで
こい ふな	竿釣	1月1日から12月31日まで

第4条に規定による期間中であっても、次の表に掲げる左欄の区域内においては、中欄の期間中は、右欄の漁法によるあゆの採捕を行ってはならない。

区域	期間	漁法
真名川の富田大橋橋台下流端から麻生島横断ブロックまでの区域	公表した解禁日より11月30日まで	脇投網 投網
真名川の八千代橋から佐開放水路までの区域	公表した解禁日より11月30日まで	脇投網 投網
九頭竜川の竜仙橋上流から唯野堰堤までの区域	公表した解禁日より11月30日まで	脇投網 投網

2 前項の公表は、福井新聞に掲載してするものとする。

旧

(遊漁期間・区域)

第4条 次の表の左欄の魚種について、同表の中欄の漁具・漁法により遊漁を行う場合は、それぞれ同表の右欄の期間内でなければならない。

魚種	漁業の方法	期 間
あゆ	竿釣（友釣、空かけづり）	公表した解禁日から11月30日まで
	脇投網 投網	公表した解禁日（9月1日以降）から11月30日まで
いわな やまめ	竿釣	2月1日から9月30日まで
こい ふな	竿釣	1月1日から12月31日まで

第4条に規定による期間中であっても、次の表に掲げる左欄の区域内においては、中欄の期間中は、右欄の漁法によるあゆの採捕を行ってはならない。

区域	期間	漁法
真名川の富田大橋橋台下流端から麻生島横断ブロックまでの区域	公表した解禁日より11月30日まで	脇投網 投網

2 前項の公表は、福井新聞に掲載してするものとする。